

議事要旨(2) リース会計専門委員会の検討状況について

冒頭、都常勤委員（専門委員長）より、本日は、IASBにおけるリース会計基準の再公開草案に向けた審議の内容を紹介し、意見を交換したい旨の説明がなされた。また、吉岡研究員より、説明資料〔審議事項(2)〕に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、投資不動産のリースについて、貸手の債権・残存資産アプローチからの適用除外の経緯と、借手への同様の適用除外の有無について質問があった。これに対し事務局からは、適用除外は貸手のみであり、特に複数テナントを有する不動産のリースに関して債権・残存資産アプローチでは経済性を表わさない等の懸念が示されたことに対応したものであるとの回答があった。
- ある委員より、借手の会計処理についてIASBはどのような方向で今後審議しようとしているのかとの質問があった。事務局からは、IASBではまだ具体的な提案を出してきておらず、アウトリーチの結果を受け、1つのモデルとすべきか、それとも複数のモデルで切り分けを行うべきなのか検討されているところであるとの説明があった。
- また同じ委員より、サービス要素の強い契約の取扱いについて、そもそもリースなのかどうか整理されているかとの質問があった。これに対し事務局からは、リースの定義に関係する論点だが、そうした契約が結果的に定義から外れるかどうかという点が現在の暫定決定ではあまり明確になっていないとの説明があった。
- ある委員より、全体契約アプローチ（アプローチD）の案が出てきた経緯とそれを採用した場合の転リースへの影響について質問があった。事務局からは、当該アプローチは直近のアウトリーチの過程でIASBのスタッフが考案したものであり、他のアプローチ（利息償却や原資産アプローチ）への関係者の支持が少ないことを踏まえ、より簡素な方法として提示したのではないかと説明がなされた。また、転リースの議論は、過去に実施されているが、モデルが変更されており、今後、再度議論されるのではないかと予想している旨の説明があった。
- また同じ委員より、定額の費用処理のニーズは、不動産の借手からのみかとの質問があった。これに対して事務局からは、設備リースでも短期間に繰り返されるリースなど、定額でないことへの懸念は寄せられているとの説明があった。また、そうした懸

念は、毎期定額でキャッシュ・フローを支払うと意思決定した取引を、使用权の割賦取得と擬制して会計処理することへの違和感からくるものと理解しているとの説明があった。

- あるオブザーバーより、財務諸表利用者側としては、以前から事業用資産という面ではファイナンス・リースもオペレーティング・リースも同じなのでオンバランスへの期待感があり、オンバランスされていれば、会計処理が結果的に 2 つに分かれたとしても受け入れ可能であるとの意見があった。

以 上